

政策区域制度について（首都圏）

資料 6

	目的	主な関連制度	評価
既成市街地	東京都及びこれと接続する枢要な都市を含む区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域	<p>（集中防止）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工業等制限法（H14廃止） ○事業用資産の買換特例（追出） <p>（都市機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○首都圏整備計画 ○都市計画（線引義務等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口・産業の集中抑制は、夜間人口や製造業の事業所数で見れば、相当の成果があった。ただし、都心の空洞化や産業集積の阻害という副作用もあった。 ・一方で、多極法で問題とされている「行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中」の抑制には十分な効果がなかった。 ・規制手段である工業等制限法は、経済産業構造の変化に伴って、手段としての有効性・合理性が薄れ、廃止された。 ・人口・産業の集中抑制は、過密の弊害を防止するための手段として採られたものであるが、一方で適正な競争環境を阻害するものである。人口・産業の流入が沈静化するとともに、インフラ整備、環境立法等別的手段により過密の弊害が緩和されている現在、さらに、人口減少を展望すれば、人口・産業の集中抑制は抜本的に見直すべきではないか。なお、過去5年間で人口・産業が都心回帰しているが、これにより過密の弊害が悪化しているわけではない。 ・区域はS47年以降見直されておらず、今となっては、合理性のない区域指定となっているのではないか。（多極法の諸機能の過度の集中を是正すべき地域とも一致していない） ・都市機能の維持・増進は一定の成果があったものの、防災上危険な密集市街地など負の遺産が形成されたのも事実。この観点からは引き続き必要だが、既成と近郊を区別する必要はないのではないか。
近郊整備地帯	既成市街地の無秩序な市街化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域	<ul style="list-style-type: none"> （計画的な市街地整備） ○首都圏整備計画 ○都市計画（線引義務等） ○財特制度 ○工業団地造成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的である人口・産業の受け皿としての計画的市街地整備に相当の成果を上げている。ただし、スプロール、緑地の減少といった課題が残されており、引き続き、計画的市街地整備（修復）が必要。 ・区域はH2年以降見直されておらず、外縁部の境界設定は適切か検討が必要。また、既成市街地との区別は必要ないのではないか。
近郊緑地保全区域	○近郊緑地のうち、無秩序な市街化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域	○近郊緑地保全制度	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全の効果を上げており、今後とも緑地保全を図るべき区域として必要（昭和51年から平成9年までの20年間に近郊整備地帯において約11%緑地減少したが、近郊区域では昭和51年から平成12年までの23年間で約4.3%の減少に留まっている）。 ・都市環境のランドデザイン等を踏まえ追加指定の必要はないか。 ・既成市街地においても必要ではないか。 ・「緑地」概念は狭くないか（沿岸域の干潟など自然地を含める必要はないか） ・「保全」概念は狭くないか（再生を前面に出す必要はないか）
都市開発区域	既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、首都圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため必要があると認めるときに、既成市街地及び近郊整備地帯以外の首都圏の地域のうち、工業都市、住居都市その他の都市として発展させることを適当とする区域（を都市開発区域として指定することができる）	<p>（工業都市・住居都市等としての発展）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○首都圏整備計画 ○財特制度 ○不均一課税の減収補てん措置 ○事業用資産の買換特例（受入） ○工業団地造成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・工業都市の育成については、高度成長期には一定の成果を上げたが、経済社会情勢の変化に伴い、効果は薄くなっている。 ・東京の人口の受け皿機能は、東京通勤圏内の地域（もっぱら近郊整備地帯）が引き受けており、人口の受け皿区域としては成果は限られた。 ・既成市街地について、人口・産業の集中抑制を廃止するのであれば、その受け皿としての役割は、必要なくなるのではないか。 ・都市開発区域内の拠点的な都市には、社会資本、産業基盤の相当の集積がみられており、かつてのような急激な社会資本・産業基盤の整備ニーズはなくなっている。経済産業構造の大きな変化により、政策手段の有効性が薄くなっている。この観点から、新産・工特制度や工場再配置制度は廃止された。三大都市圏のみ優遇する合理性は乏しく、適正な競争条件確保の観点から、抜本的に見直すべきではないか。

政策区域制度について（近畿圏）

	目的	主な関連制度	評価
既成都市区域	大阪市、神戸市及び京都市の区域並びにこれらと隣接する都市の区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ都市機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域	（集中防止） ○工場等制限法（H14廃止） ○事業用資産の買換特例（追出） （都市機能） ○近畿圏整備計画 ○都市計画（線引義務等）	・人口・産業の集中抑制は、夜間人口や製造業の事業所数で見れば、相当の成果があった。ただし、インナーシティの活力低下など都心の空洞化や産業集積の阻害という副作用もあった。 ・規制手段である工場等制限法は、経済産業構造の変化に伴って、手段としての有効性・合理性が薄れ、廃止された。 ・人口・産業の集中抑制は、過密の弊害を防止するための手段として採られたものであるが、一方で適正な競争環境を阻害するものである。人口・産業の流入が沈静化するとともに、インフラ整備、環境立法等別の手段により過密の弊害が緩和されている現在、さらに、人口減少を展望すれば、人口・産業の集中抑制は抜本的に見直すべきではないか。 ・区域はS40年の当初の指定以降見直されておらず、今となつては、合理性のない区域指定となっているのではないか。 ・都市機能の維持・増進は一定の成果があったものの、防災上危険な密集市街地など負の遺産が形成されたのも事実。この観点からは引き続き必要だが、既成と近郊を区別する必要はないのではないか。
近郊整備区域	既成都市区域の近郊で、当該既成都市区域の市街地の無秩序な拡大を防止するため、計画的に市街地として整備する必要がある区域	（計画的な市街地の整備） ○近畿圏整備計画 ○近郊整備区域建設計画 ○都市計画（線引義務等） ○財特制度 ○工業団地造成事業	・所期の目的である人口・産業の受け皿としての計画的市街地整備に相当する成果を上げている。ただし、スプロール、緑地の減少といった課題が残されており、引き続き、計画的市街地整備（修復）が必要。 ・区域はH9年の兵庫区域の一部変更を除くとS53年以降見直されておらず、外縁部の境界設定は適切か検討が必要。また、既成都市区域との区別は必要ないのではないか。
都市開発区域	既成都市区域への産業及び人口の過度の集中傾向を緩和し、近畿圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため必要があると認めるときは、既成都市区域及び近郊整備区域以外の近畿圏の地域のうち、工業都市、住居都市その他の都市として開発することを必要とする区域（を都市開発区域として指定することができる）	（工業都市・住居都市等としての発展） ○近畿圏整備計画 ○都市開発区域建設計画 ○財特制度 ○不均一課税の減補てん措置 ○事業用資産の買換特例（受入） ○工業団地造成事業	・工業都市の育成については、高度成長期には一定の成果を上げたが、経済社会情勢の変化に伴い、効果は薄くなっている。 ・人口の受け皿機能は、通勤圏内の地域（もっぱら近郊整備区域）が引き受けており、人口の受け皿区域としては成果は限られた。 ・既成都市区域について、人口・産業の集中抑制を廃止するのであれば、その受け皿としての役割は、必要なくなるのではないか。 ・都市開発区域内の拠点的な都市には、社会資本、産業基盤の相当の集積がみられており、かつてのような急激な社会資本・産業基盤の整備ニーズはなくなっている。経済産業構造の大きな変化により、政策手段の有効性が薄くなっている。この観点から、新産・工特制度や工場再配置制度は廃止された。都市開発区域に係る制度はもともと新産都市に類似した色彩が強いが、三大都市圏のみ優遇する合理性は乏しく、適正な競争条件確保の観点から、抜本的に見直すべきではないか。
保全区域	近畿圏の地域内において文化財を保存し、緑地を保全し、又は観光資源を保全し、若しくは開発する必要があると認める区域	○保全区域整備計画	・観光資源、緑地等の保全については、現実には別法に基づく規制制度で担保されており、保全区域としては特段の効果は上げていない。 ・レクリエーション施設、観光施設など施設の整備については、財政上の措置等の支援措置もないことから、保全区域整備計画についても計画どおりに進んでいない状況。
	近郊緑地保全区域	○近郊緑地保全制度	・緑地保全の効果は上げており、今後とも緑地保全を図るべき区域として必要。 ・都市環境のランドデザイン等を踏まえ追加指定の必要はないか。 ・近郊整備区域と近郊緑地保全区域の境界設定は適切か。 ・既成都市区域や近郊整備区域内では必要はないか。 ・「緑地」概念は狭くないか（沿岸域の干潟など自然地を含める必要はないか） ・「保全」概念は狭くないか（再生を前面に出す必要はないか）

政策区域制度について（中部圏）

	目的	主な関連制度	評価
都市整備区域	中部圏の地域内において、産業の開発の程度が高く、さらに経済の発展が予想される地域で当該地域の発展の進度に応じ都市の機能が十分に発揮されるよう計画的に基盤整備を行う必要がある区域	（計画的な基盤整備） ○中部圏開発整備計画 ○都市整備区域建設計画 ○都市計画（線引義務等） ○財特制度（名古屋市の一部を除く） ○事業用資産の買換特例（追出・名古屋市の一部）	・計画的な基盤整備に一定の成果を上げているが、今後はむしろ、自動車交通に過度に依存した都市構造の改善、緑地等の保全、国際交流機能の向上等の課題に対応した計画的市街地整備の方に重点を移すべきではないか。 ・交通ネットワークの整備等により生活圏域が変化してきており、外縁部の区域設定は適切か、検討の必要がある。
都市開発区域	中部圏の均衡ある発展を図るため、都市整備地域以外の中部圏の地域のうち、工業等の産業都市その他当該地域の発展的発展の中心的な都市として開発整備することを必要とする区域（を都市開発区域として指定することができる）	（工業都市・住居都市等としての発展） ○中部圏開発整備計画 ○都市開発区域建設計画 ○財特制度 ○不均一課税の減収補てん措置 ○事業用資産の買換特例（受入）	・工業都市の育成については、高度成長期には一定の成果を上げたが、経済産業構造の変化により効果が薄くなっている。 ・都市開発区域内の拠点的な都市には、社会資本、産業基盤の相当の集積がみられており、かつてのような急激な社会資本・産業基盤の整備ニーズはなくなっている。経済産業構造の大きな変化により、政策手段の有効性が薄くなっている。この観点から、新産・工特制度や工場再配置制度は廃止された。都市開発区域に係る制度はもともと新産都市に類似した色彩が強いが、三大都市圏のみ優遇する合理性は乏しく、適正な競争条件確保の観点から、抜本的に見直すべきではないか。
保全区域	中部圏の地域内において観光資源を保全し、若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保全する必要があると認める区域	○保全区域整備計画	・観光資源、緑地等の保全については、現実には、別法に基づく規制制度で担保されており、保全区域としては特段の効果を上げていない。 ・レクリエーション施設、観光施設など施設の整備については、財政上の措置等の支援措置もないことから、保全区域整備計画についても計画どおりに進んでいない状況。 ・一方で、名古屋大都市の周辺地域では都市化の影響等により緑地等が減少してきており、計画的かつ広域的な緑地保全が必要。